

第 22 回 防災対策指針検討会 議事録

1.開催日時：平成 22 年 4 月 14 日（水）10:00～12:30

2.開催場所：日本電気協会 4 階 B 会議室

3.参加者（順不同，敬称略）

委員：岩崎主査(関西電力)，木庭 (九州電力)，中田(北陸電力)，森(中部電力)，山本(日本原子力研究
開発機構) (計 5 名)

代理：森谷 (東京電力・海野副主査代理)，菅 (東北電力・小笠原代理)，武蔵 (北海道電力・小野寺
代理)，高畑 (四国電力・高橋代理) (計 4 名)

欠席：寺尾(中国電力)，沼田(日本原電) (計 2 名)

オブザーバ：山崎(関西電力) (計 1 名)

事務局：糸田川 (日本電気協会) (計 1 名)

4.配付資料

資料 22-1 第 21 回防災対策指針検討会議事録(案)

資料 22-2 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案に関する書面投票の結果について

資料 22-3 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案書面投票結果への対応について

資料 22-4 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案（書面投票コメント反映版）

資料 22-5 防災対策指針検討会委員名簿

参考-1 第 18 回運転・保守分科会議事録(案)

参考-2 第 36 回原子力規格員会議事録(案)

5.議事

(1)定足数確認

代理出席者 4 名について、主査の承認を得た後、事務局より、委員総数 11 名中出席者は代理出席者
を含め 9 名で、決議に必要な定足数である 3 分の 2 以上(8 名以上)を満足し、決議要件を満たしてい
るとの報告があった。

(2)前回議事録の確認

資料 22-1 についてはコメントがあれば 4 月 16 日までに事務局に連絡することとし、コメント反
映の後、正式な議事録とすることを確認した。

(3) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案に関する原子力規格委員会書面投票意見への
対応について

事務局より、資料 22-2 に基づき、規格委員会書面投票結果について説明が行われた。また、主査
より、資料 22-3、4 に基づき書面投票意見への対応案について説明が行われ、審議した。

(主な質疑・コメント)

・今後の対応はどのようになるのか。

規約に基づき、反対意見者に反対意見対応案を送付し、反対を取り下げるか否かを問い合わせる。
反対が取り下げられ、対応内容が原案に対して編集上の修正と判断（分科会長および委員長が判
断）される場合は可決となり公衆審査へ移行する。反対が取り下げられても、対応内容が原案に
対して編集上の修正を超える場合は分科会および委員会において再書面投票又は再審議となる。
反対が取り下げられない場合も分科会および委員会において再審議となる。

・規格委員会で承認された場合、発行までどれくらいかかるのか。

順調に進んだ場合でも、公衆審査期間 2 カ月、公衆審査で出された意見への対応期間 3 カ月、発
刊準備 2 カ月程度を要する。早ければ年内、遅くとも年度内には発行できるのではないかと考え
ている。

・等という表現の「等」があるものとなないものがあるが、それぞれ使い分けているのであれば、
個々に説明するようにした方が具体的でわかり易くなる。

拝承。個々に定義を追加すると分量が多くなるし煩雑となるので、なるべく本文中に丁寧に説明
するようにしたい。また、必要のないものは、削除する。

- ・「所在市町村」などの“所在”は、法的に使用している用語であるので、「所轄市町村」などのように“所轄”は使用しない。
- ・「石油コンビナート等」の“等”は削除するのか。
本指針に引用しなくとも説明可能であるので、等を含め引用自体を削除する。
- ・「届出」のみの記載箇所はわかりにくいので、「の届出」とする。
- ・「・・・にいないとき」の表現は法律要件であるので、「・・・に不在の場合」のような記載とはせず、現行どおりとする。
- ・目的欄の「・・・共通の指針を与えることを目的とする。」という表現は、本指針策定の基本方針に基づくものであるので、現行どおりとする。
- ・防災業務計画の協議期間に関する対応内容は、意見に対する回答として不足しているのではないか。
法令条項を呼び込んで、主旨が明確になるようにする。60日の実質協議期間を設けること、および「文書」が「防災業務計画(案)」に付ける“鑑書”であることがわかるように表現を工夫する。
- ・JEAG4627-20XX「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」を引用については、同指針が現在本指針と同様に規格委員会の書面投票反対意見等の対応を行っており、現行どおり引用しておくこととする。
- ・「医療活動」について、除染行為が、医師が行う「医療行為」になるのかどうか、議論があるので、明確にしたい。医療活動が実際に存在するのか。医師が行う活動ではないのか。記載の適切化が必要ではないか。
防災基本計画の「医療活動関係」の表現に合わせた。原安委の緊急被ばく医療の在り方についての報告書の中の記載で JEAG 反映必要なものは入っている。

以上の議論の後、主査より今後以下のスケジュールで進めること、および本日のコメントを踏まえて修正版を作成し委員に送付するので、今月中にメールでコメントいただきたい旨の説明があった。

- ・4月末までに説明資料及び改定案を検討会として FIX
- ・5月10日の週に反対意見者へ対応案を事前説明
- ・対応案が反対意見者に同意いただけない場合は5月中旬に再度検討会を開催
- ・5月18日に長崎運転・保守分科会長に対応案を説明
- ・5月21日の運転・保守分科会で対応案を上程

また、以下について主査、副主査に一任することについて、全員の挙手により承認された。

- ・本日の資料を修正して分科会に上程すること
- ・今後の運転・保守分科会および原子力規格委員会でのコメント対応

6.その他

- ・特になし

以上